



医療法人と 個人開業医の違い

これだけは知っておきたい

5つのポイント

5 POINT

目次

■ はじめに

第1章

■ 医療法人と個人開業のキャッシュフローの違い

第2章

■ 医療法人と個人開業の税務の違い

第3章

■ 所得税と法人税の税率の違い

第4章

■ 医療法人独自のコストの負担

第5章

■ 個人開業の医院と医療法人の事業承継・相続の違い

第6章

■ まとめ～医療法人化のタイミング～

第7章

■ ご相談・お問い合わせ

はじめに



開業医の先生の多くは、個人開業して数年経って経営が安定してくると医療法人の設立を検討します。

医療法人のほうが節税面で有利になることも多いですし、社会的信用度も増えるでしょう。また、分院開設しようとしたら、医療法人化は必須になります。

しかし、医療法人化は社会保険の加入などによる運営コストの増加、個人開業に比べてお金の自由が効かないなどのデメリットもあります。

医療法人化を検討されている先生は、まずは個人開業と医療法人の違いを把握しておくべきでしょう。

今回は、医療法人化を検討するうえで、最低限知っておきたい医療法人と個人開業の違いについて解説します。

第1章／医療法人と個人開業のキャッシュフローの違い

医療法人と個人開業の医院の一番の違いは、何ととってもキャッシュフローの違いではないかと思えます。

まず、個人開業の医院の場合は、個人と法人という区分けがないため、プライベートな生活の中に個人事業があるという扱いになります。

つまり、個人で使えるお金は多いものの、法人に比べて経費として認められないものが多く、税務調査ではかなり厳しい見方をされるでしょう。

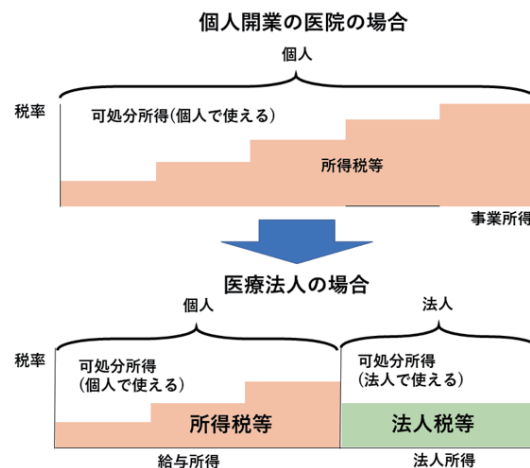
一方、医療法人であれば個人開業の医院に比べて「必要な支出はまず経費」という前提となります。

もちろん、医療法人でも理事長や役員が私的に使ったものは経費からは除かれます。

しかし個人開業が「プライベートな支出を経費とは認めない」ことに対し、「必要な支出はまず経費」という医療法人の税務上のメリットは大きいでしょう。

しかし、医療法人は個人のお金と法人のお金と明確に区分されるため、法人のお金を個人では使うことはできません。

使えるお金が減ってしまったので、医療法人化して後悔したという先生の声も多く聞きます。



上の図で説明すると、一定の所得があると、医療法人化することで所得のメカニズムが変化し、一般的な事業に対する税金は、トータルで減少することになります。

しかし、個人だけを見た場合、キャッシュフロー(可処分所得)が減少し、その分法人に蓄積していきます。

そうになると、先生が個人で借入れがある場合などは特に、個人だけで見ると法人化の恩恵は受けないこととなります。

例えば住宅ローンなどの借入れがある場合やお子様の学費などの大きな支出が予定されている場合にどうなるかを見ていきます。

法人で蓄積している資金を個人に引っ張るケースなどは、法人から個人への貸付は一般的に望ましくないため、役員報酬を一時的にあげることが考えられます。

しかし、その場合は税率が所得税(最大45%)と住民税(10%)を合わせて合計最大55%になるため、資金効率が悪化する可能性があります。

このように、将来的に大きな支払いを予定している際は、キャッシュフローの違いも視野に入れて医療法人化を計画していったほうが良いでしょう。

第2章／医療法人と個人開業の税務の違い



先ほど、個人開業は「プライベートな支出は経費として認められない」、医療法人は「必要な支出は経費になる」というお話をしました。

この違いの代表的なものが飲食費や交際費、車両費といった類でしょう。

個人開業の場合、飲食代やゴルフ代などを経費として認めてもらうのはなかなか厳しいとされています。

一方、これが医療法人となれば、法人運営に必要な飲食代やゴルフ代などは経費として認めてもらいやすいとされています。

ただ、個人開業でも医師会のコンペのように、医師同士や業者間の交流が目的であることが明確であれば、経費として認めてもらえることがあります。

この場合は、交際費の領収書に相手先や人数、目的といった情報を記載し、事業の経費性を説明できるようにしておきましょう。

交際費の例のように、個人開業でも「所得を得るために必要な活動と認められる支出」と判断できれば、経費として認められるわけです。

しかし、個人と法人が明確に区別されている医療法人のほうが経費として認められやすいというのは事実としてあります。

例えば車両に係る経費。個人開業では100%業務として使用するということが鮮明にすることができません。

そうすると、事業用とか家事用で併用しているとして、合理的な割合で按分することになります。

これはガソリン代、税金、減価償却費すべてに該当します。

一方、医療法人であれば、個人的に所有するわけではないという前提ですから、特に問題なければ100%経費として計上することが可能になります。

第3章／所得税と法人税の税率の違い

もうひとつ、個人開業と医療法人の違いとして把握しておきたいのは、所得税と法人税の税率です。

ここで、所得税と法人税の税率を比較すると、以下のような表にまとめられます。

【所得税の税率】

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000円超	45%	4,796,000円

※国税庁のHPより抜粋。2015(平成27)年以降の所得税

求める税額の計算式は、

「所得金額 × 税率 - 控除額 = 税額」となります。

例えば、課税される所得金額が 3,000 万円の場合は、求める税額は、

「3,000 万円 × 0.4 - 279 万 6 千円 = 920 万 4 千円」となります。

【法人税】

		税率
出資金 1 億円以下の 医療法人	年 800 万円までの所得金額	19%
	年 800 万円までを超える 所得金額	23.2%
出資金 1 億円を超える医療法人		23.2%
特定医療法人		19% (注 1)

※国税庁 HP を参考に作成。2018(平成 30)年以降の税率
注 1: 「特定の協同組合等 (注 7) の年 10 億円超」の場合は 22%

医療法人の法人税率については、基本的には一般の会社と同様の税率となります。

特定医療法人とは、以下のように定義されています。

「特定医療法人とは、租税特別措置法に基づき、財団又は持分の定めのない社団の医療法人であって、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けたものである。」

※厚生労働省 HP より抜粋

つまり、医療法人のなかでも、特に公益性が高いと国税庁長官から認められたのが特定医療法人というわけです。

ここでわかることは、個人の事業所得と、法人所得で、かかる税額に大きな違いが出てくる可能性が出てくることです。

例えば、所得が 1,000 万円程度の場合は、個人の事業所得で課される所得税は、

1,000 万円 × 0.33 - 153 万 6 千円 = 176 万 4 千円

これを、出資金1億円以下の医療法人で、法人所得で課される法人税は、
 $1,000 \text{ 万円} \times 0.232 = 232 \text{ 万円}$

となり、むしろ法人税のほうが高くなり、むしろ医療法人の恩恵は受けられません。

ただ、これが3,000万円の所得となるとどうなるでしょう。

個人の事業所得で課される所得税は、
 $3,000 \text{ 万円} \times 0.4 - 279 \text{ 万} 6 \text{ 千円} = 920 \text{ 万} 4 \text{ 千円}$

出資金1億円以下の医療法人で、法人所得で課される法人税は、
 $3,000 \text{ 万円} \times 0.232 = 696 \text{ 万円}$

と、法人税のほうが下回ることになります。その差は223万4千円です。

ちなみに、同じように計算し、5,000万円の所得の場合は所得税は1,770万4千円、法人税は1,160万円となり、その差は610万4千円と、さらに大きくなります。

なので、所得が大きければ大きいほど、特に所得税の税率が40～45%の個人開業の先生は、医療法人化を検討したくなるようです。

もちろん、所得が大きければ大きいほど医療法人化するメリットは大きくなります。

しかし、先に書いたように、そもそも個人開業と医療法人ではキャッシュフローに大きな違いがあります。

将来的に住宅ローンや高額な学費が多い場合は、医療法人化の恩恵をあまり受けられないことを考慮すべきでしょう。

逆に住宅ローンや高額な学費が不要な場合は、医療法人化によって法人退職金の積立などで税負担を抑えることもできます。

将来のライフプランの違いで、医療法人化のメリットが大きいのか、デメリットが大きいかが違ってくるのです。

第4章／医療法人独自のコストの負担



医療法人化による税負担の軽減と同時に、もうひとつ考えておきたいのが、医療法人にすることによる、新たなコストです。

医療法人にすることによって、具体的にどういった負担が増えるのかをまとめると…

- 社会保険の強制加入
- 運営事務負担の増加に伴う、税理士や司法書士への報酬の増加
- 均等割額という税金がかかるが、資本金によって決まるので赤字でもかかってしまう

特に負担が大きいのは社会保険の加入による運営コストの負担でしょう。

税負担の軽減だけではなく、こういった支出の増加も医療法人化の際は慎重に検討したいところです。

いったん医療法人化してしまうと、収入が減ったからといって簡単に個人事業主に戻れない点でも注意が必要です。

第5章／個人開業の医院と医療法人の事業承継・相続の違い



開業医は富裕層の代表的な存在であり、相続や事業承継の問題は避けて通れないものがあります。

ここでも、個人開業の医院と医療法人で違いがあります。

結論からいくと、個人開業よりも医療法人のほうが事業承継をスムーズに進めることができます。

というのも、個人の場合は、土地・不動産などクリニックに関係するすべての財産と債務が相続税の課税対象となります。

つまり、クリニックの土地建物や医療機器などの財産と債務を個々に評価することになります。

一方、個人とは別人格の医療法人の場合は、経営者を交代させ、理事長の変更、出資や基金を承継することで完結します。

また、医療法人の場合は相続資産のコントロールがしやすいという点があります。

というのも、役員報酬を多くすることで個人の資産が増え、逆に役員報酬を少なくすれば法人の資産が増えることになります。

つまり、院長の相続財産を増やしたくなければ、役員報酬を低めに設定すれば良いのです。

それに、医療法人に蓄積される資産には、相続税がかかりません。

2007(平成19)年以降に設立される医療法人は、「持分のない医療法人」となります。

これは、法人に蓄積されている財産は、その法人の出資者の相続財産から除外されるということになり、相続税の負担を減らすことができます。

以上の点から、相続税対策では、個人開業の医院より医療法人のほうがメリットが大きくなります。

しかし、これは法人解散時は、後継者がいなければ残余財産を国や地方公共団体から返してもらえないということなので注意が必要です。

個人開業の医院と医療法人の相続対策は、アプローチの方法が異なってきます。

また、同じ医療法人でも持ち分のある、なしでアプローチが異なりますので、相続対策・事業承継については、また別途詳しく書いていきたいと思います。

第6章／まとめ～医療法人化のタイミング～

以上、主に税務などお金の観点で個人開業の医院と医療法人の違いについて解説しました。

関連記事として、医療法人化のメリットとデメリットについてまとめた記事がありますので、こちらも合わせてご覧いただければと思います。

> **【10分でわかる】医療法人化のメリットとデメリットを徹底解説**

それでは、「医療法人化するタイミングは?」ということですが、上記の内容から、次のようなことが目安と言えらると思います。

- (1) 所得税の税率が40%を超えてきた場合
- (2) 将来住宅ローンや学費などで多額のお金が必要にならない場合
- (3) 親族が医院を承継、もしくは他の後継者に医院を引き継がせる可能性がある場合 (M&A)

このような場合は医療法人化をすぐに検討していったほうが良いでしょう。

第7章／ご相談・お問い合わせ

弊社では、読者の皆様からのご相談を承っております。

本書の内容について、ご不明の点がある方、もっと深く知りたいことがある方、自分に最も合う方法を知りたい方は、お問い合わせください。

税理士法人テラス

03-6228-4531

受付時間 平日：9:00～19:00

公式サイト info@trc-tax.com



▶ [ご相談はこちら](#)